

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替〓〇〇一〇〇―九―五八四三一 労金〓中央労金本店No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

一八春闘 経団連「3%」を考える

伊勢 太郎… 2

春闘63年 数値目標は二回目の「大事件」

安曇野の豊科近代美術館

中澤 秀行… 4

―マルクスの子、その追求の軌跡を追う(八)―

「BI 滝野見解」に、Tさんから「反論」

… 4

Tさんにお答えします

滝野 忠… 5

国連勧告に拘束力はない

山下 俊幸… 9

―実行せまる大衆的闘いこそ不可欠―

読者からのおたより

……………14

旬刊社会通信

NO.1258

二〇一八年二月一五日号

二〇一八年二月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

一八春闘 経団連「3%」を考える

春闘63年 数値目標は二回目の「大事件」

連合そして日本経団連 春闘である。連合は政策制度。労働者の生活実態からではなく、国家、産業・企業の安定を第一に要求をつくる。

近年は、デフレを克服し、「経済の自律的成長」をめざすと、「底上げ・底支え」「格差是正」の観点からベア2%定昇分をふくめ「4%程度」を要求とする。

18春闘最大の特徴は、日本経団連が安倍首相の要請を受け入れ、「3%賃上げ」を傘下1300企業に呼びかけたことである。

「働きがいと生産性向上、イノベーション（技術革新・筆者）を生み出す働き方」を副題とする日本経団連の『2018年版経営労働政策委員会報告』は、これまでの経団連の原則である①自社の支払い能力、②総額人件費、③利益が高水準にある企業はと強調したうえでである。

二回目 ぼくは記者生活40年超になる。財界が「0%」という数字を出した記憶はない。過去はどうかと、『日経連50年史』を調べた。あった。数字を上げたのははじめてじゃなかった。今回は2回目だ。1回目は1974年の『大幅値上げの行方研究委員会報告』に、「75年の賃上げ率15%以下、76年からは一ケタ台」と、ガイドラインを示した。1970年代はじめからの激しいインフレに立ち向かうストライキをふくむ労働者のたたかひの高揚は、72年15.3%（1万138円）、73年20.1%（1万5159円）、74年32.9%（2万8981円）の大幅賃上げとなった。

『50年史』が「数字をかかげたのは後にも先にもこの時だけ」と、わざわざ書いた大事件であった。

1970年代は、国労の「反マル生」（生産性向上運動反対）の「勝利」がきっかけになり、労働運動が高揚した。ものすごいインフレは、労働組合・労働者だけの問題じゃない、国民死活の問題と、73年は年金スト、公務員のスト権奪還スト、74年には「インフレから生活を守る国民春闘」、交通ゼネスト・決戦ゼネストにのべ182単産1270万の勤労大衆がたたかった。

44年ぶり 日本経団連は、18春闘に、44年ぶりに賃上げ数字（3%）を示した。これをどうみるかは今春闘だけでなく、これからの労働運動、政治を考えるうえで重大な「事件」となるだろう。

44年前は大幅賃上げを抑制することであった。75年春闘の賃上げ率は13.1%、76年は8.8%に抑え込まれた。その後、労働運動は賃上げ要求根拠が「経済整合性論」とされ、JCが春闘の中心になり、労働戦線再編成の気運が作られた。

今は、憲法改悪後の体制づくりに向けてである。「官製春闘」は今年5年めだ。労資は、日本がかかえる課題は①デフレ、②少子高齢化・労働力不足、③社会保障費拡大、④財政赤字をあげ、その方策に①デフレ克服、②経済再生への生産性向上、③

賃金より労働問題全般―これがいわゆる「働き方」で労働基準法全面改悪、④社会保険と税の一体改悪を掲げる。

連合は、デフレ克服、経済再生のためには政労資の協調は必要と政府・財界の方策に協力を表明したのである。第二次世界大戦前の日本の労働運動史でいえば、「産業報国会」、国難を打開するため産業振興で国に報いるとの考えである。安倍首相は「国難」を連発する。北朝鮮は核ミサイルを発射し戦争を仕掛けてくる、中国は沖縄県の尖閣を占領するかもしれない、それへの備えが必要。少子高齢と社会保障費・財政赤字拡大が、国を崩壊させかねないと。安倍首相は、こうして戦争をありたてる。

「3%」は、こんな社会・経済・政治的背景から、政労資の「合意」として出された。政府自民党は2020年までに、憲法を改悪したい、改悪する、「すでに射程に入った」と考え、方策を立てているのではないか。今では憲法改悪を想定し、動いていると考えられる。その一環が「3%」と考えるが、読者諸氏はどう考えられるだろうか。

安倍の野望 安倍は自民党総裁を続けたいと願っている。総裁選は今年（18年）9月、「3%」で「デフレ脱却の道筋がみえた」と宣伝したいのだ。この時、安倍さんの勝利は不動のものとなる。

天皇代替わりは2019年4月30日と5月1日。ゴールデンウィークのまったただ中、5月1日は世界の労働者の祭典メーデーだ。メーデーに即位をぶつけた目的はなんであるるか。安倍さんは、日本書紀にある「神代」に日本を遡らせたいとする、保守反動の日本会議の仲間だ。ぼくは東京・渋谷区に住んでいるが、最近、憲法改悪への署名を求める行動に出くわすことがある。彼らはメーデー参加者にどう挑んでくるのか。安倍は19年10月1日、消費税率10%を企む。実行には「デフレ脱出」が条件となる。準備が必要だから、判断は今年（18年）秋までとなる。

19年秋は統一地方選、参院選。「10%」を実行する条件の1つが「3%」、税率を上げる体力があれば、2つの選挙に勝てるとふむ。

オリンピックは2020年8月。「パン（おもてなし）」とサーカス（スポーツ）」報道は過熱をきわめている。これを一撃してくれたのが、平昌オリンピックへの南北朝鮮共同参加だ。北朝鮮脅威論がうすまればいいのだが、政府は「北のかくらん戦術」「米と連携し、圧力を最大限に高める」と、制裁と戦争政策を弱める気はまったくない。

「経労委報告」は、「政府に対して消費税率10%への引き上げや社会保障制度の抜本改革、財政規律も確保に向けた実行プロセスを強く求めた」と結んでいる。自民党と経団連は一体だ。「経労委報告」を「全体的にかなり前向き、連合の主張もとりにまれており、従来にはないふみこみがある」（記者会見、1月18日）と評価する。

政府・財界は憲法改悪、労働基準法改悪は視野に入った。憲法改悪後最大の課題は社会保障の全面改悪（解体）と財政「再建」で軍事拡大の資金をつくり出すこと。その実現には日本最大の組織である連合とさらに仲よくする必要がある。その方策が「3%」と、ぼくは考える。

（伊勢 太郎）

安曇野の豊科近代美術館

― マルクスの志、その追求の軌跡を追う（八） ―

☆☆☆ ちょっと寄り道 ④☆☆☆

現在の岩波文庫の『ドイツ・イデオロギー』の現役版は、廣松渉編訳小林昌人補訳のものです。しかし、私は古在由重訳のものに大変愛着があります。それは、古在由重氏が古在由直・清水紫琴夫妻のご子息であるという理由にもよります。

学生時代に、家族法のゼミで家族史・女性史を学んだことから、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』等の古典を知りますが、明治以降近代の日本女性史を学ぶ上で、清水紫琴は大切な人でありました。

また、政治思想史のゼミで、日本初の社会主義政党である社会民主党に参加し、その事務所を自宅に置いた松本出身の木下尚江について学んでいました。新聞記者として足尾鉍毒事件を取材し世論を喚起した木下尚江ですが、農民の立場に立ち、現地調査によって銅による汚染を実証したのは、東大農学部教授で農芸化学者であった古在由直です。

古在由重氏には、「足尾鉍毒事件と古在由直」、「明治の女——清水紫琴のこと」と言った両親について書いた作品があります（『人間賛歌』岩波書店 所収）。

信州安曇野の豊科近代美術館には、高田博厚による作品が多数蒐集されていますが、その中に古在由直氏の胸像があります。

高田博厚は、日本人では、内村鑑三、新渡戸稲造にはじまり、志賀直哉、武者小路実篤、高見順等の作家、梅原龍三郎、岸田劉生といった画家、そして堺利彦、岩波茂雄、大内兵衛等々、私にとつて興味ある人物を作品として残しました。そして交流のあったガンジー等々海外の人々の作品と接するにつけ、世の先駆けとしての人物を、作品にして来たことを感じます。

『分水嶺』（岩波現代文庫）は、高田博厚の自伝です。また、『思い出と人々』（みすず・ぶっくす）は、高田博厚自身の交遊録でもありまして、ラベル、オネゲル、フランク、フォーレ、サティ、あるいはミューヒンガーと言った音楽家達についての思い出等々でもあり、興味が尽きません。

☆☆☆ ちょっと寄り道 ④おしまい☆☆☆

二〇一七年九月十四日早朝 『資本論』第一巻刊行百五十年の日に』
（中澤 秀行・つづく）

「BI 滝野見解」に、Tさんから「反論」

東京在住のT氏から、『通信』No.1254号（二〇一七年十二月十五日付）掲載の『B Iへの私の見解』（滝野忠執筆）に、A4用紙12枚の「反論」をいただいた。

T氏の「反論」は、東京はもちろん、全国に拡散されてもいるようです。私がこれにお応えするのは私の義務と考えました。

私より前にT氏の稿を入手された山下俊幸氏は、「この稿は、国際機関の勧告を、どう考えるかを勉強し合ういい機会になる」と、感想を寄せてくださった。今号はTさんか

らの「反論」に応える感想を2つ。滝野、山下氏を掲載することにしました。

それにはT氏の稿がなければ、真意が伝わりませんので、T氏の「反論」を「資料」として掲載することを、T氏に了解を求めました。T氏からは、「社会通信への掲載は、お断り致します」との回答。こんなわけで、T氏の「反論」は掲載できなくなりましたが、いい機会ですので、議論を高めたいと思います。読者諸氏の感想を待っています。

(編集部)

Tさんにお答えします

ぼくの「意見」の評論は、貴兄がはじめてです。貴兄は頭をしっかりと自分の肩におき、考え、文章を書く尊敬する友人ですから、「どんな風にB Iをお考えなのか、議論が前進するといいな」と楽しみに一読しました。びっくりしました。

貴兄の評論は、「机が脚で床の上に立つのではなく、頭で立って」いらっしゃるからです。「討議資料」そのまんま信じていらっしゃる。

ぼくの問題意識 ①多くの仲間は「中期経済政策の素案」に、「わからない」「議論のしようもない」「これまでの考え方とは違う」との声が圧倒的でしたよね。新たな「討議資料」が8月出されたのは、そのゆえですね。

②ぼくはB Iはどのような階層・階級の人が、どのように主張しているか、われわれのこれまでの主張はどうであるかをまず考えました。さらに、B Iという考え方がなぜできたのだろうか。

③ついで、綱領にいう「中期政策」と連合政府についてです。政治は権力問題ですから、政策実現には、実行する力が必要です。連合政府はどんな性格と内容をもつかです。

T氏へ ①B Iは正しい、QアンドAの指摘も正しいと、なんの疑問ももつことなく信じていらっしゃる。B Iとは、生活保護、年金、失業給付等を一体化したうえで導入し、10万円とか7万円とかを1億3千万人のすべての人に配るものですよ。

貴兄は年金改善の「最低保障年金」をB Iとしています。「補強案」の「QアンドA」には税制改善の「給付付き税額控除」等もB Iしていますが、貴兄も同じお考えなのでしょうか。

②貴兄の回りでも「疑問」をもつ仲間が多いものではありませんか。「素案」は本部提案として突然出されました。ビックリしてあたり前とぼくは考えるのですがいかがでしょうか。

議論

①1月25日、枝野氏は代表質問で、「安倍首相とは憲法観がまったく違うから」「まっとうな議論ができるとおもわない」と、安倍首相を批判しました。ぼくと貴兄は「同じ目標」で結びついていきますから、出発点が、違っていようと、ともに学び合うなかで一致できるはずですよ。

②議論を平行線で終わらせるのではなく、おたがいに「前進できたね」を目的に、

貴兄が主張される要点にしぼり、考えを述べます。

論点

一、国連の「勧告」

貴兄は国連が、日本に勧告している最低保障年金について、「まったく考慮していない」、最低保障年金は「部分的B I」と主張していらっしやる。

①後者から述べましょう。国連の勧告は労働者を中心とする永年の闘いの結果です。貴兄は、さらに最低保障年金を「部分B Iのひとつ」とおっしゃる。貴兄への私の質問です。

貴兄が、「部分B Iのひとつ」という最低保障年金の要求」を国連に提起したのでしようか。申し立て者は貴兄のように、最低保障年金を「部分B Iのひとつ」などとして国連に訴えたではありません。日本はこういうみじめな状況だ、運動はひろがっている、なのに政府はいうことをきかない、国連からも日本政府に圧力をかけてくれ、全国の闘う仲間や関係者が国連に働きかけた。これが本当の事実じゃありませんか。

それをかってに「部分B I」と考え、規定することは、運動を提起してきた多くの人びとに失礼なことと考えますがいかがでしょうか。つまり、最低保障年金を「B I」と考える人は貴兄たちだけです。最低保障年金を求める運動は、これまで年金組合や労働組合、女性団体などの低年金受給者の改善運動として日本の国内にありましたし、これからも続けられていくでしょう。

②国連、あるいはILOの勧告について、ひとことだけ申し上げます。国連の勧告や決議は、日本国憲法、及び「ウィーン条約」で、履行が義務づけられています。しかし、日本政府は、国内法の改定もせず、無視し続けているのが現状です。政府に、実行をせまる運動の盛り上がりの中でしか、実行しないということです。国連、ILOなどという国際機関が、どのような性格をもつかの議論を深めることが重要と思われませんが、いかがでしょうか。

二、「なぜ金持ちにも」？

①B Iそのものの主唱者は、資本主義社会の中で貧困のない社会をつくりたい、実行できると考える心やさしい人びとです。

②彼らは社会を、「貧乏人と金持ち」に分裂させる「社会の根本」を考えることを忘れていません。そんな考え方が「貧乏人にも金持ちにも一律に」となり、B I思想に依存することは、私たちの従来の考え方を捨てることにつながりかねません。

③貴兄は資本家連中もB Iに関心をもって無視していらっしやる。ぼう大な社会保障費を減らし、厚労省という巨大官庁を解体したいとの願望です。社会保障制度解体への策動は2001年6月の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本的考え方」からちつとも変わっていません。もっと激しく強くなっています。

④貴兄はフィンランドの実験に、「QアンドAでは云っていない」とおっしゃいますが、フィンランドの実情は、ぼくが書いたとおりです。自分で調査・研究しお考え

になることをおすすめます。

⑤ 貴兄は一律なら「選別に時間と手間がかからない」からと、技術的な面を強調します。どういう連合政府がBIを実行するかにかかります。したがって、連合政府の力関係の問題になります。

三、連合政府の内容と性格

① この問題については『通信』1257号(2018年2月1日付)に、考えるところを改めてまとめました。ぜひ、ご検討下さい。長くなりますから、要点だけにとどめます。

② 提案者は、連合政府がいかなる性格と内容をもつ「政府」であるかについて考えていらつしやらないようです。政治は権力問題につきあたります。己の意志を敵対勢力に強力に突きつける政府もあれば、無力の政府も考えられます。

③ 政策の実現度は、変化・発展する連合政府の「力」に規定されます。「討議資料」は、この点少しも考えていないんです。連合政府という言葉に酔っ払って満足し、万事可能であると気楽に考えているようにもみえます。

④ ちよつと立ち止まって考えてみれば、連合政府ができる情勢ではありませんから、「連合政府では」など考えるのは酔っ払いの大ボラと相成るほかありませんまい。

⑤ BIで年金生活者、生活保護者、労働者の生活が安定的によくならず、不安定化する可能性が高いのですから、しっかり足腰を鍛える思想と行動に全力をつくす時ではありませんか。

四、BIはひろがりをもっている？

① 質問です。貴兄が現場で調査されたのですか。「ネット検索による孫引き」といわれます。

② 外国の問題は、実情を正確に知ることは難しいんです。日本で「BIはどうなってる」と外国人から問われればどう答えますか。答える人によって違うでしょう。

五、労働運動を否定する情勢の見方

① 貴兄は、「綱領という根っ子にある」とおっしゃいます。しかし、綱領という根っ子とちがう分析方法で情勢や労働運動がかかれていますから心配になるんです。『通信』2017年7月1日、7月15日、8月1日号に『向坂先生と宇野弘蔵さん』の考え方の違いをまとめてみました。目を通していただければ嬉しい。

② ぼくはいくら読んでも、「これまでの運動は破たんした、これ以上は負けられない、勝つためにはBIだ」としか読めません。「社会保障」も同じ書き方ですね。

③ 貴兄は「具体的説明・指摘がない」とおっしゃる、逆に質問です。BIを方針に掲げる組合はありますか。ぼくは仕事がら、いろいろ聞いてみました。しかし、賛同する組合はありません。Tさんの組合ではどうしていますか。

六、フルBIは生活保護より低い「事実誤認」？

10頁の「月額10万円のフルBIは生活保護費より低いとの主張は事実誤認」との

見だしにつづいて、貴兄は、左記のように述べていらっしやる。

「：、生活保護費、あるいは支給される保護費（図1）は、年金収入は全額差し引いた額が支給されます。従って、『生活保護費9万7654円』に『年金他1万9326円』がプラスされることはありません。勘違いではないでしょうか。」と。

①そうですね。生活保護給付金（品）の認定は複雑で勘違いしやすいですね。貴兄も、勘違いや（図1）の上段「最低生活費」認定の認識不足もあるやに思われます。

ぼくが『通信』No.1254で述べたのは、東京都の単身の生活保護世帯では平均で1万9326円の年金等の収入があるので、これが収入認定された結果、生活保護費は平均で9万7654円になっていること、従って「生活保護も年金も制度として一体化したうえで：月額10万円程度を支給します」とする「補強案」が実施されると、東京都の単身の生活保護世帯では平均で収入が約2万円減少する、ということ です。

ちなみに、「生活保護利用者（東京の単身世帯）の給付金は、今11万6980円（生活保護費9万7654円+年金他1万9326円）」。このデータは厚労省が、生活保護基準改定等生活保護制度の企画運営に必要な基礎資料を得るための調査、『2015年度『社会保障生計費調査』実収入の状況』です。ネットでご覧下さい。

②次に後者についてです。生活保護が申請されますと、まずその世帯の「最低生活費」がいくらになるか、一人ひとりの生活の実情に合わせ認定されます。貴兄が示された（図1）上段です。

その世帯が何人世帯か、年齢は等々により、食費・被服費・光熱費等の経常的一般生活費が認定されます。東京都の老齢単身の生活保護世帯では、これが約8万円です。これに、教育費のかかる子どもがいる世帯であれば教育費が、借家に住んでいる世帯であれば住宅費が、それぞれ加算されて最低生活費が認定されていきます。

さらに、特定の者にかぎって上積みされる加算が検討されます。障害者加算、母子加算・児童養育加算・妊婦加算・産婦加算・在宅患者加算・放射線障害者加算・冬季加算・介護施設加算などです。貴兄の認識不足はここにもあったのではないのでしょうか。

こうして人によっては「最低生活費」が膨らみ、（図1）上段は広がっていきます。

③「最低生活費」が決まると、今度は、実際に「支給される保護費」を決めることとなります。貴兄が述べられたように、就労収入

や年金、その他手当などの公的給付や仕送り収入の調査となります。注意すべきは、「収入認定除外」項目があることです。「就労収入から『勤労控除（1万5200円以下の収入については全額控除されて収入認定はゼロ。以降、収入が増えることに控除額も増えるが収入に対する割合ではどんどん減ってゆくの収入認定額は増えてゆく。』と『通勤費や社会保険料』が収入から差し引かれますし、各市区町村から支給されている「福祉手当」は実際収入ですが、「収入認定除外」となっています。「収入認定除外」項目は他にも沢山あります。

図1：支給される保護費

最低生活費	
年金等の収入	支給される保護費

厚労省ホームページより

こうして、たとえば、障害者1級手帳保持者が生活保護を申請した場合は、東京1級地在住ですと、障害者加算が2万6310円、重度障害者加算が1万2230円、一人暮らしですと在宅重度障害者介護料（他人介護料）が7万80円付きます。日常生活動作に著しい障害ありと認められれば、10万5130円の範囲での「特別基準の設定」（中央法規発行『生活保護手帳2017年度版』267頁）もあります。これに生活扶助約8万円、住宅扶助5万3700円、この他冬季加算や、就労認定もとなれば、「最低生活費」は20万円を超えて、「生活保護費」が計算されることになります。

④このように、BIは生活保護利用者の賛同をえることにはなりません。

結論 ①Tさんは、「われわれの情勢分析の基礎には綱領がある」「滝野の批判はもともBI論者の主張を批判したにすぎない」とおっしゃいます。

②Tさんに問います。BIはどの階級・階層が中心となって実現するのでしょうか。またどんな連合政府のなかで実現されるのでしょうか。これらの点にもふれていただければ論議は積極的なものになると考えます。

③再び貴兄に問います。貴兄はBIが社会主義に進む「必然性」を論証されなければなりません。それを楽しみに読んだのですが、そのような指摘、志向はまったくみられません。この点についてもお考え下さい。

④自民党政府は憲法と労基法の改悪は射程に入った、次は社会保障の解体と税の一体改悪だと攻勢を強めています。憲法が改悪されれば、むきだしの反動の嵐が襲いかかることは必至です。

⑤これに対抗するには、手を結べる政治諸勢力と人びととの共同の闘いが求められています。BIで力を二分するような討論に終止符をうつことが重要だと思いますがいかがでしょうか。

最後に ①国連等、国際機関の決議・勧告については、国鉄闘争でご苦労された山下俊幸氏が、貴兄の稿を読み、勧告の本質について、「いい機会を与えてくれた、お互いに勉強しよう」と稿をおこされています。今号に掲載しました。

②「討議資料」の「QアンドA」については、ぼくは多くをふれませんでした。『通信』で、原野さんがたびたび、くわしく論じています。ぜひ参照を。

③政策の内容とその実現については、連合政府の性格と内容が不可欠です。『通信』1257号で、その問題について改めて考えてみました。これもご参照いただきたい。
(2018年2月1日、滝野 忠)

国連勧告に拘束力はない

― 実行せまる大衆的闘いこそ不可欠 ―

T氏の

「滝野氏の『Bへの私の意見』についての反論」に対する私の意見

2018年1月3日付けの上記表題の論文が広まっていると伝えられています。私の元にも数人の友人・知人から送られてきました。「滝野氏への反論」ですから、

全体的な私の感想や意見を述べるのは差し引かえさせて頂きますが、「国連は最低保障年金の導入を日本政府へ勧告しつづけている」の項について、また「国民年金」（基礎年金）の項について提案者である本部の認識の間違ひもありますので、私の意見を述べ、すでにご承知でしょうが、この機会に改めて国際条約について申し上げます。

「部分的B I」の規定付けはムリ

1、ここで言われている「最低保障年金」は、党本部の提起しているB Iとは全く関係ない別物です。B Iは、年金、生活保護、労災保険、雇用保険など全ての年金、手当を全部一括してまとめ、子供から老人まで、言い換えれば、生まれてから死ぬまで、すべての人に月10万円を普遍的（全員）に支給する、というものです。

国連の勧告は、T氏が指摘するように、国民年金制度に「最低保障年金」の導入と同時に、生活保護の申請手続きの簡素化などを求めています。しかし最低保障年金が「部分的B Iのひとつ」と言うには無理があります。

「あいまいな「年金」の定義

2、本部提案は、「年金」の定義を曖昧にしています。国民年金（厚生年金の場合の基礎年金部分）を指しているのか、厚生年金や共済年金など、また、障害年金、労災年金も全て含まれているのか明確ではありません。

交通事故などによる身体障害は、国民年金、厚生年金によって障害年金が支給されます。また、労働災害による身体障害は、厚生年金と労災保険から一定の割合で支給されます。しかし、当事者が年金支給年齢に達すると、その時点で支給額が変わります。障害者になってからも厚生年金に加入している場合と加入していない場合によっても異なりますし、障害を受けた時の報酬によっても変わりますが、労働災害による障害年金の場合は、厚生年金分に労災保険分が減額されて加算されます。障害年金を受け取っている人が年金支給年齢に達すると、一律ではなく様々な条件によって、支給額が算定されます。

従って、労災による障害者の場合、月額30万円を超える人もいます。

国民年金は「老後のお小遣い」？

3、本部提案では、3の「憲法の制度設計を破綻し機能不全にしている原因」の項で、「年金は、自営業者を対象とする国民年金においては『後継者』がいることを前提に小遣い程度の月額6万5000円を目処に制度設計していたものが、自営業や農業従事者には後継者が育たず、国民年金だけでは生活できない現実が出現していますし」とあります。つまり、「国民年金」は、「老後のお小遣い」という位置づけになっていきます。これは大きな間違いです。党本部の勝手な解釈で提案説明することは、提案そのものの信頼性を失っています。

基礎年金が導入されたのは1985年の制度改正のときでした。当時は「40年保険料を納めて月5万円の年金」でした。なぜ、この額だったのか。当時の国会審議では、「私どもは、基礎年金で老後生活の基礎的な部分を保障できるような水準にし

ようということを考えてわけです」(1984年、衆院社会労働委員会)。

1979年の全国消費実態調査をもとに、「65歳以上の単身世帯の食糧費、住居費、光熱費、被服費の支出月額額は約4万7600円とし、それが賄える水準としていた。」
「2013年の家計調査では、これに相当する支出は単身世帯で月約7万1100円、夫婦世帯で同11万4300円。単身世帯では基礎年金は(今年度は月6万4400円)の方が下回っているが、厚労省は『夫婦世帯でみれば上回っている、この立場だ』(以上の引用は、2014年7月17日付、朝日新聞)。

以上見て来たように、基礎年金は決して「小遣い程度」のものではなく、老後生活を支えることを前提としたものでした。

国連の勧告に拘束力なし

4、国連の勧告問題に戻ろう。国際条約や国際人権規約は国際社会における約束事で、各国がその条約や規約の内容に同意を必要とし、日本の場合、日本が合意した規約は、国会で審議され承認されることによって「批准」したことになります。

日本は二つの国際人権規約(社会権規約と人権規約)について、1978年5月30日に署名し、翌年の1979年6月6日に国会で承認され、同年6月21日批准書委託で批准手続きを終え、同年8月4日に公布され、9月21日に発効しています。日本国憲法では第98条2項に「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあり、批准した条約に矛盾する国内法は改正が必要となります。

このことは、国連事務総長の委託を受け、1969年5月22日ウィーンで署名され、1980年1月27日に効力が発生(日本については1981年8月1日)「条約法に関するウィーン条約」(通称・条約法条約)でも明確になっております。

ところが、国連中心主義を叫ぶ歴代の自民党内閣は、条約どおりに実行していません。批准している条約について履行せず、政府回答が不十分であれば、何度でも日本政府に回答を求めます。しかし、「国連勧告に拘束力がないこと」を良いことに、日本政府は誠実に回答せず、その都度「弁解」に終始しているのが現状です。高校の無償化から朝鮮学校を排除。公務員のストライキ権も認めず、逆にストライキの指導・参加者に処分を繰り返してきた事実、それでも日教組・自治労などは創意工夫してストライキを行ってきましたし、公労協は、国労を中心に「スト権奪還のためのストライキ」を8日間、ぶち抜きましたが逆に202億円の損害賠償を求められました。

国鉄闘争に関わってきましたが、国労は何度となく弁護士・役員・闘争団をILOに要請団を派遣しましたがILO条約をも無視し何の成果もありませんでした。

勧告を求めているのはだれか

5、最低保障年金制度の実現については、NGOや共産党系が組織している「年金者組合」(全労連加盟)などが永年にわたり、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」(略称・「社会権規約」)に提起し、日本政府に勧告を求めています。

す。T氏が指摘するように、2001年9月24日付で、「規約第16条及び第17条に基づく締結国により提出された報告の審査」として「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解」を明らかにしています。

この見解では、「C、主な懸念される問題」の項では、10と32項にわたって23項目を指摘しています。10では「委員会は締結国が、規約の規定の多くが憲法に反映されている事実があるにもかかわらず、国内法において、規約の規定に対し、満足のいく方法で効力を与えていないことに懸念を有する。…」

その他、主なものを列挙すると、「部落、及び沖縄コミュニティ、先住性のあるアイヌの人々、並びに在日韓国・朝鮮の人々に対する、特に雇用、住宅及び教育の分野で法律上及び事実上の差別が存続していることに懸念を有する」その他、婚外子に対する差別、女性差別、家庭内暴力・セクシャルハラスメント・児童の性的搾取、男女間の賃金差別、「すべての公務員について、教師を含め、不可欠な政府の業務に従事している公務員についてまで、ストライキを全面禁止していることに懸念を有する」、受給適格年齢が60歳から65歳に引き上げられることを内容とする公的年金制度の改革、「最低年金制度が存在しないこと」、障害者に対する差別、「従軍慰安婦」、「阪神・淡路大震災後の対策」、「ホームレス」、「生徒の不登校、病气、自殺」、「在日韓国・朝鮮の人々の民族学校」などです。

「提言・勧告」の項では、33と63項目にわたり31項目指摘しています。その中で、Tさんの指摘する「最低年金を公的年金制度に導入する」ことが51項で勧告されています。

勧告はじつにさまざま

6、国連は「社会権規約」(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)に加盟・批准国に対し、規約の実施状況について、定期的に社会権規約委員会から審査を受けており、また直近では、T氏が指摘しているように、2013年4月30日、スイスのジュネーブにある国連人権高等弁務官事務所において、日本政府第3回定期報告書が同委員会によって審査を受け、日本政府が提出した報告書とNGO等から提出された情報等を基に、18人の委員が、6時間余り日本政府代表団(上田人権担当大使を筆頭に外務省、法務省、厚労省、環境省、文科省など18人の担当者)との質疑応答が行われ、日本の第3回報告書について2013年5月1日付で「国連社会権規約委員会による日本審査速報」が出されており、その後、5月17日付で総括所見が公表されています。その中で31項目の勧告が日本政府に出されています。

2001年の総括所見に比べ、63項目から37項目に減少したものの、C項「主な懸念事項及び勧告」7で「委員会は締結国(日本)が本規約の規定を国内法体系において効力を与えていないという従前の懸念を再度表明する。この結果、締結国の裁判所は本規約の規定が国内的に適用できないという判断を下している。また、委員会は、締結国が本規約の下での義務について即時的効力がないと解釈していることに懸念を表明する。」(第2条1)

また、16「有期雇用契約締結に係る明確な基準を設けることを含め、有期労働

雇用契約の濫用を防止する措置を講じることを勧告する。…さらに委員会は締約国に対して、有期契約労働者との契約が不当に更新されないことを防ぐため、労働契約法の施行を強化し監視することを要求する。」

その他、17―長時間労働の防止。18―最低賃金が生活保護水準を下回っていること、22―無年金者又は低年金の高齢者の間で貧困の発生を表明し、公的年金制度に最低保障年金を導入するという前回勧告を再度表明する。また、委員会は…公的福祉的給付の申告手続きを簡素にするため、及び申請者が尊厳をもって取り扱われることを確保するための措置を講じることを要求する。…公的な福祉的給付に付随したステイグマをなくす観点から国民を教育することを勧告する。27―公立高校授業料無償化・高等学校等就学支援制度から朝鮮学校を排除しており…懸念を表明する。…高等学校就学支援金制度は朝鮮学校に通学する生徒にも適用されるように要求する。

その他、アイヌ人差別など多岐にわたるが、「2008年に採択したガイドラインに沿った形で、次回2018年5月31日まで提出するよう要請する。」と結んでいる。

その中の9項で、生活保護費の削減を含む社会保障予算の削減について、社会保障の後退禁止原則の確保を求められると共に、22項で、国民年金制度における最低年金制度の導入と生活保護申請者の取り扱いにおける尊厳の確保が求められている。その他、雇用における差別禁止。女性、婚外子等への差別に対する法律の見直し、障害者基本法の改正、高校無償化制度を朝鮮学校にも即時適用するよう、など求めています。

勧告の本質

7、終わりに―まず、国連の条約、規約、勧告も実行を迫る労働者階級を中心とする大衆的闘いの継続が欠かせません。国連の勧告が自動的に「力」を発揮することはありません。しかし、社会的関心を高め、世論の高まりにはなりますから、国連の勧告、日弁連会長の声明は運動として活用できる程度です。

また、「社会保険」と「社会保障」は、全く意味が違います。その違いを考えてみてください。

私は、「統一と団結を守り、社会主義政党として存続していくために」これまで本部提案そのものがズサンであること、この討議を進めることによって、党の組織的混乱、混乱、党内を二分する内部対立、不団結、党の弱体化、離党を心配し、「補強案の撤回と、党内論議の即時中止を求める」立場を表明してきましたが、その心配はどのような中しつあり心配しています。

参考までに、『社会通信』のバックナンバーを検索し、2004・9・21 (No.912号)「社会保障と憲法」(兵庫・原義弘氏)、2005・1・11合併号 (No.922号)「社会保障、自己責任そして公的年金(上)」、2005・1・21 (No.923号)同(下) (神奈川・塚本鉄男氏)の論文を参考資料としてお読みになることをお勧めします。

(山下 俊幸)

◇読者からのおたより◇

回復しました 2015年10月の胸部動脈解離の手術でMRSA（耐性菌）に感染し、入退院を繰り返しておりましたが、昨年の暮れに漸くゼロ（0・13）になりました。大変ご心配をおかけしました。心温まる激励を頂きありがとうございます。入院生活と抗生剤で筋力も視力も記憶力も落ちましたが、労働者思想と気力は健在のようです。

高齢者の老後と若者の将来の安心を確立するために残された体力を生かしたいと考えます。そのために敵国をつくらぬ戦争しない優しい国、過労死・過労自殺のない生活に困らない明るい職場をつくるために、軍事費に税金を使う安倍内閣・神原経団連と闘い続ける決意です。宜しくお願ひ致します。憲法9条改悪阻止！

（札幌市・木山誠二）

さらに「活躍を『社会通信』の役割、増々大です。共働学舎の宮嶋望さんの見舞いに行つてきました。リハビリ頑張つて1月に復帰できそう。多忙な年になりそう。（北海道新得町・佐野周二）

終活期に入ったアベ政治 二〇一七年衆院選挙でも、しぶとく延命を図つた安倍政権が、終活期を迎えていることには、多くの皆さんが気づいていることと思います。それは、アベノミクスによる格差拡大のみならず、特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認、戦争法、共謀罪、九条加憲をはじめとした緊急事態・教育無償化・合区解消改憲からトランプ米国従属、辺野古新基地建设、原発再稼働、消費増税、TPP、社会保障構造改革さらには、森友・加計疑惑などのお友達優遇・忖度政治と、国民の思いと大きくかけ離れた「アベ政治」の暴走が、際限のない矛盾と国民の怒りを増大させているからです。

高知二区での勝利をはじめとした小選挙区での市民と野党の共闘は、一昨年の参院選以来、根付き始めていた中で、真の再構築に着手し始めたところに、今後の展望がうかがえるように思われます。終活期に入ったアベ政治に、私たちの手で何としても、終止符を打つための決意を新たにする新しい年としていこうではありませんか。私も九月、十二月定例会と続けて本会議質問をさせて頂きましたが、改めて「県政かわら版」でご報告させて頂きます。本年も、皆様の一層のご指導とご提言を賜りながら、南海トラフ地震への備えをはじめ「生きやすさ・働きやすさ・暮らしの支援」を踏まえて、県政課題の解決と前進に向けても頑張ります。

（高知県議・坂本茂雄）

源信 小生、本年2月をもって43年と2か月の「総評オルグ」は卒業です。お世話様でした。旧年は①反原発闘争をご一緒している比叡山お住いの大姉から「稲村さんとそっくりやったわ。」と言われ、夏に奈良国立博物館での「源信展」へ。会館入り口にある銅像はたいへん男前で、確かに私とそっくりだったのですが、パンフや絵葉書はひょうきんなおじさんの絵ばかりで、私とは以つて非なるものでした。が、その日本一ともいわれる「母からの手紙」に感動しました。

幼き日の母との誓いを守つて、一心不乱に勉学に励み、天皇より「経典の講釈を聞きたい」と要請され大役を果たした15歳の源信は、事の始終を手紙に書き贈られた品々と共に送つたのです。ところが母からすべての荷物が返送され、「私は、片時も、おまえのことを忘れたことはありません。どんなに会いたくても、やがて尊い僧侶になってくれることを楽しみにして、耐えてきたのです。それなのに、権力者に褒められたくらいで有頂天になり、地位や財物を得て喜んでくるとは情けないことです。名誉や利益のために説法するような、似非坊主となり果てたことの口惜しさよ。後生の一大事を解決するまでは、たとえ石の上に寝て、木の根をかじつても、仏道を求め抜く覚悟で、山へ入つたのではなかったのか。夢のような儂い世にあつて、迷っている人間から褒められて何になりましょう。後生の一大事を解決して、仏さまに褒められる人にならねばなりません。母より」

後の世を渡す橋とぞ思いしに 世渡る僧となるぞ悲しき・以来25年源信僧侶は日本の仏教史に大きな役割を果たす偉大な僧侶となつたのです。

（滋賀・稲村守）

日本郵便の小包料金値上げ 『通信』No.1257（2月1日付）巻頭言3ページの日本郵便の小包の値上げは2月ではなく3月が正しいと思います。一度確認願ひます。（兵庫・小川幸四郎）

編集部より おっしゃるとおり、今年3月1日からでした。ご指摘に感謝です。